

神戸大学医学部医療創成工学科専門科目の再試験及び追試験についての申合せ

神戸大学医学部規則第 10 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、神戸大学医学部医療創成工学科専門科目（以下「専門科目」という。）の再試験及び追試験に関する事項について定める。

1. 再試験

専門科目の試験を受験した者のうち、条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を実施することがある。

2. 再試験の受験資格

再試験の受験資格は、次の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 不合格になった科目の成績が所定の点数以上であること。
- (2) 再試験実施時に休学していないこと。

3. 再試験の実施

再試験の実施の有無、実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験の実施の有無は、科目担当教員の判断とする。
- (2) 再試験を実施する場合は、原則として当該科目が開講された学期中に実施する。
- (3) 再試験を実施する場合の実施時期及び実施方法は、当該科目担当教員が再試験該当者に周知する。
- (4) 他学部開講の専門科目については、当該学部の規則に則るとともに、実施について科目担当教員に確認することとする。

4. 成績評価

再試験で合格した場合の成績評価は 60 点とする。

5. 追試験

やむを得ない理由により試験を受けることができないと当該科目担当教員が事前に判断した場合に、追試験を認めることがある。

なお、課外活動、就職活動はやむを得ない理由には該当しない。

6. 全学共通授業科目の再試験及び追試験

再試験：全学共通授業科目の再試験制度に関する内規及び教養教育院 HP を確認すること。

追試験：教養教育院開講科目の追試験に関する内規及び教養教育院 HP を確認すること。

附 則

この申合せは令和 7 年 5 月 21 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。